

一管区水路通報第4号

令和7年1月31日

第一管区海上保安本部

第42項	北海道南岸	函館港	救難訓練
第43項	北海道南岸	函館港	小型船舶操縦訓練
第44項	北海道南岸	恵山岬南方～納沙布岬南方	海洋調査
第45項	北海道南岸	襟裳岬東南東方	救難訓練
第46項	北海道南岸	釧路港南西方	潜水訓練
第47項	北海道南岸	釧路港	潜水訓練
第48項	北海道南岸	釧路港	防波堤補修工事
第49項	北海道南岸	釧路港南東方	武器発射試験
第50項	北海道南岸	花咲港南東方	魚礁設置作業
第51項	北海道東岸	羅臼港	水路測量
第52項	北海道西岸	利尻島、鬼脇港付近	魚礁設置
第53項	北海道西岸	利尻島、仙法志埼北西方	魚礁設置

- 「海氷情報センター」について
海氷情報は下記Webページにより入手できます。

URL : <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

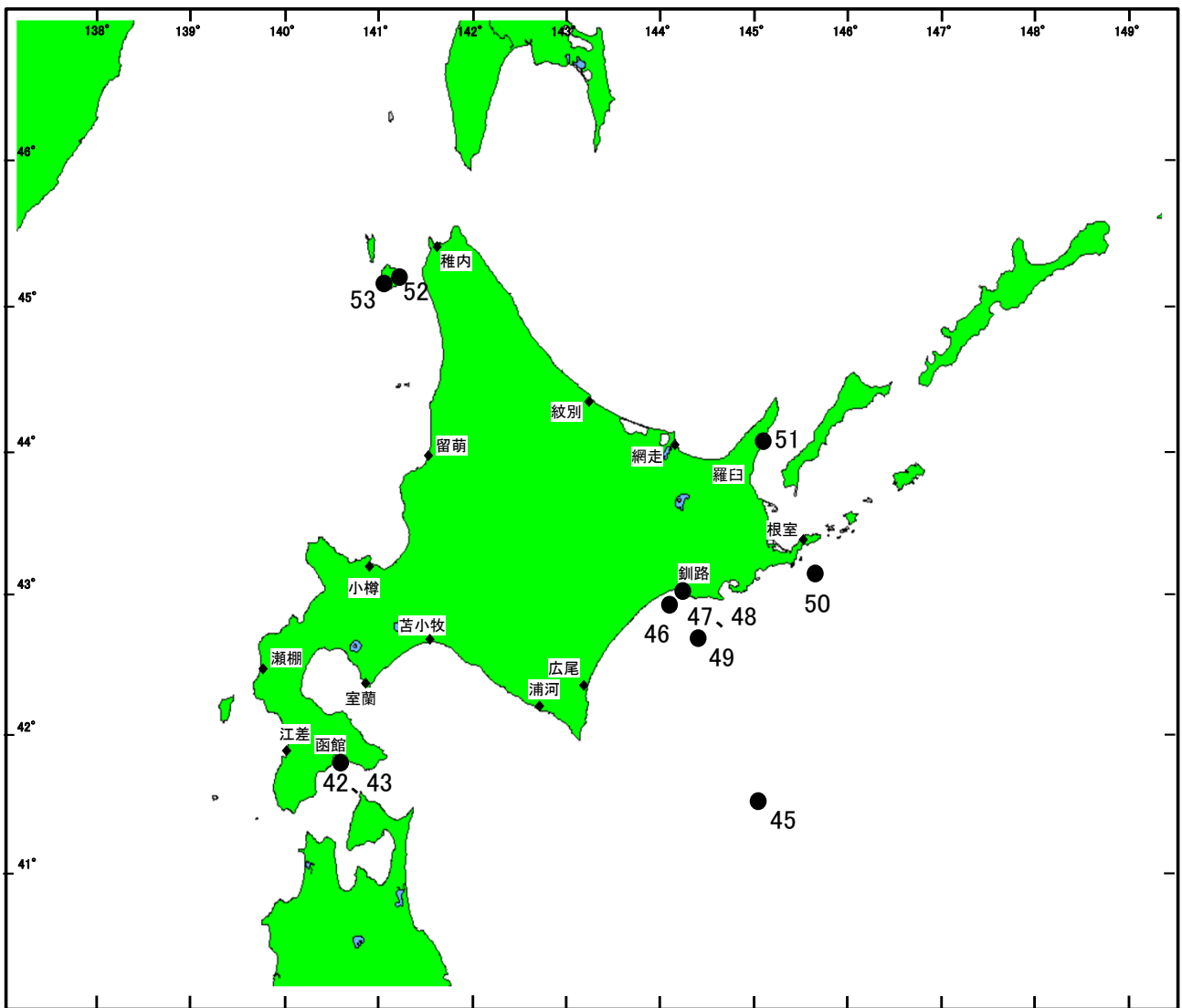
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

索引図



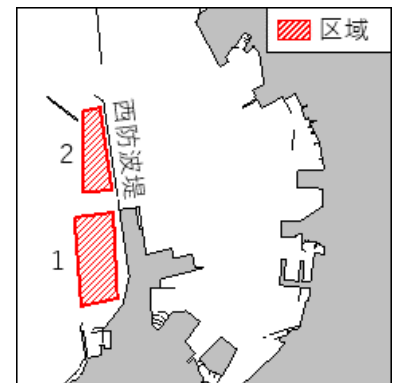
※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ44項については本項を参照ください。

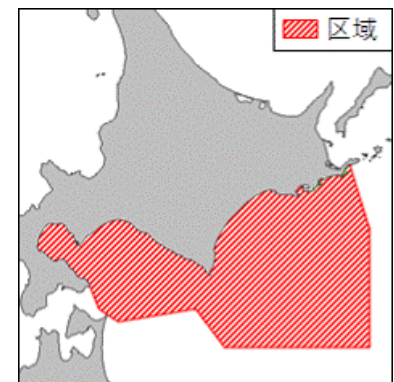
7年42項 北海道南岸 - 函館港、第4区及び第5区 救難訓練
 下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。
 期 間 令和7年2月10日、12日、14日、18日、19日、28日
 1045～1145、1400～1630
 区 域 41-48-15.7N 140-41-56.3E
 を中心とする半径150mの円内
 備 考 吊り上げ訓練を行う
 海 図 W6
 出 所 函館航空基地



7年43項 北海道南岸 - 函館港、第6区 小型船舶操縦訓練
 下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。
 期 間 令和7年2月12日～20日 0830～1630
 区 域 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (1) 41-47-02N 140-41-47E
 (2) 41-47-03N 140-42-04E
 (3) 41-46-35N 140-42-06E
 (4) 41-46-32N 140-41-50E
 2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (5) 41-47-37N 140-41-51E
 (6) 41-47-38N 140-41-58E
 (7) 41-47-11N 140-42-04E
 (8) 41-47-10N 140-41-51E
 備 考 訓練中、各区域内に浮標3基設置
 海 図 W6
 出 所 函館港長



7年44項 北海道南岸 - 恵山岬南方～納沙布岬南方 海洋調査
 下記区域で、調査船「北辰丸(255t)」による海洋調査が実施される。
 期 間 令和7年2月13日～25日
 区 域 下記8地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 43-19.3N 145-38.9E (岸線上)
 (2) 42-30.2N 145-59.8E
 (3) 41-00.2N 145-59.8E
 (4) 41-00.2N 143-29.8E
 (5) 41-30.2N 142-59.8E
 (6) 41-20.2N 141-39.8E
 (7) 41-30.2N 141-19.8E
 (8) 41-47.9N 141-10.3E (岸線上)
 備 考 停船して観測機器を垂下する
 海 図 W3
 出 所 釧路水産試験場



7年45項 北海道南岸 — 襟裳岬東南東方 救難訓練

下記区域で、航空機による救難訓練が実施される。

期 間 令和7年2月16日 1330～1730

区 域 41-30N 145-00E

を中心とする半径10海里の円内

備 考 照明弾、発煙筒及び信号発煙照明筒を投下

海 図 W34

出 所 千歳航空基地



7年46項 北海道南岸 — 釧路港南西方 潜水訓練

下記区域で、潜水訓練が実施される。

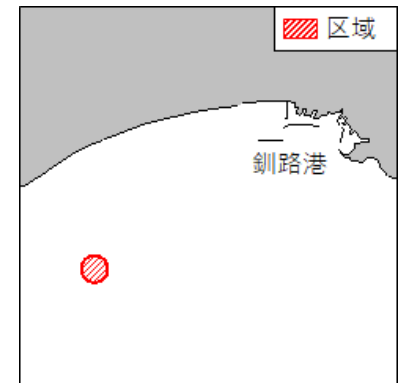
期 間 令和7年2月1日～28日 0800～1700

区 域 42-54.0N 144-09.0E 付近

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W1032-JP1032

出 所 釧路海上保安部



7年47項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第1区～第3区及び外港 潜水訓練

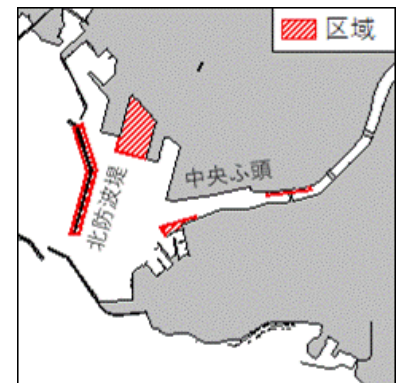
図に示す区域で、潜水訓練が実施される。

期 間 令和7年2月1日～28日 0800～1700

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W31

出 所 釧路港長



7年48項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第2区 防波堤補修工事

下記区域で、作業船及び潜水士による防波堤の補修工事が実施されている。

期 間 令和7年3月21日まで 日出～日没

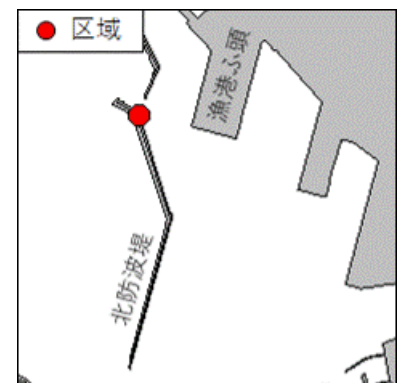
区 域 下記地点付近

42-59-14.5N 144-21-32.4E

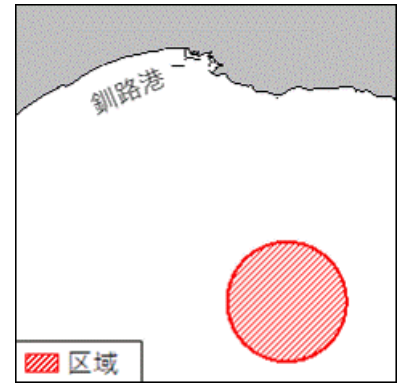
備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W31

出 所 釧路港長



7年49項 北海道南岸 — 釧路港南東方 武器発射試験
 下記区域で、巡視船による武器発射試験が実施される。
 期 間 令和7年2月9日（予備日10日）0800～1700
 区 域 42-39.1N 144-30.4E
 を中心とする半径5海里の円内海域
 海 図 W26-W1032-JP1032
 出 所 第一管区海上保安本部



7年50項 北海道南岸 — 花咲港南東方 魚礁設置作業
 下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施される。
 期 間 令和7年2月中旬～3月10日 日出～日没
 区 域 下記地点付近
 43-11-18N 145-42-39E
 備 考 円筒型魚礁（高さ3.0m、106基）を設置
 海 図 W25
 出 所 根室海上保安部



7年51項 北海道東岸 — 羅臼港 水路測量
 下記区域で、作業船による水路測量が実施される。
 期 間 令和7年1月31日～3月31日のうち3日間
 区 域 1 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 44-01-11.1N 145-12-11.6E（岸線上）
 (2) 44-01-12.5N 145-12-09.1E
 (3) 44-01-15.0N 145-12-11.8E
 (4) 44-01-14.1N 145-12-13.5E（岸線上）
 区 域 2 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (5) 44-01-07.9N 145-11-55.9E（岸線上）
 (6) 44-01-07.2N 145-11-56.9E
 (7) 44-01-05.5N 145-11-54.6E
 (8) 44-01-07.9N 145-11-51.0E
 (9) 44-01-10.6N 145-11-54.6E
 (10) 44-01-09.6N 145-11-56.1E（岸線上）
 備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚
 海 図 W1402（羅臼港）
 出 所 第一管区海上保安本部



7年52項 北海道西岸 - 利尻島、鬼脇港付近 魚礁設置

一管区水路通報6年50号828項削除

下記区域に、魚礁が設置された。

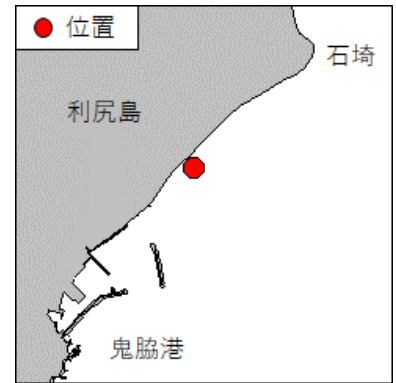
区 域 下記地点付近

45-08-35N 141-19-12E

備 考 囲い礁（高さ約2.5m、70基）及び石材（大割石）を設置

海 図 W21

出 所 第一管区海上保安本部



7年53項 北海道西岸 - 利尻島、仙法志埼北西方 魚礁設置

下記区域に、魚礁が設置された。

区 域 下記地点付近

45-07-02N 141-11-57E

備 考 囲い礁（高さ約4.8m 18基）を設置

海 図 W21

出 所 第一管区海上保安本部

